

# 栄村国土強靱化地域計画

令和3年3月 栄村

## 目 次

---

第1章 基本事項	P1
1 計画策定の趣旨	P1
第2章 強靱化の推進目標	P2
1 目指すべき将来の地域の姿	P2
2 地域を強靱化する上での目標	P2
(1) 基本目標	P2
(2) 事前に備えるべき目標	P2
(3) 計画期間の考え方	P2
第3章 リスクシナリオ	P3
1 災害の想定	P3
2 リスクシナリオと施策分野	P3
第4章 対応方策	P4
①-1 建物や施設の倒壊・火災等による死傷者の発生	P4
①-2 浸水・土砂災害等による死傷者の発生	P5
②-1 長期にわたる孤立地域等の発生	P5
②-2 消防・医療機能の麻痺	P6
③-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	P7
③-2 通信インフラの麻痺	P7
④-1 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	P8
④-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	P9
④-3 交通インフラの長期間にわたる機能停止	P9
⑤-1 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による死傷者の発生	P10

資料編 公共事業の主な整備箇所一覧

## 第1章 基本事項

---

### 1 計画策定の趣旨

---

国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進している。

栄村は、こうした国の方針や過去の災害の教訓を踏まえ、大規模自然災害への備えを効果的に推進するため、栄村防災計画を補完する計画として、国土強靱化基本法第 10 条に基づき栄村国土強靱化地域計画を策定する。

本計画は、大規模自然災害への備えを効果的に推進するため、国土強靱化の観点から当村におけるインフラ整備を中心とした様々な分野の指針とする。

## 第2章 強靱化の推進目標

---

### 1 目指すべき将来の地域の姿

---

本計画では、まず「目指すべき将来の地域の姿」を次のとおり設定し、これを念頭に強靱化を進めていく。

(目指すべき将来の地域の姿)

栄村の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に「強さ」と「しなやかさ」を持って対処し、将来にわたり住みやすい栄村の維持・発展を目指す。

### 2 地域を強靱化する上での目標

---

強靱化を推進する上で最も重要な目標として、「基本目標」と「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定する。

#### (1) 基本目標

---

いかなる災害等が発生しようとも、

- ・人命の保護を最大限図る
- ・村及び社会の重要な機能に致命的な障害が及ばないように維持する
- ・村民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- ・迅速な復旧復興を図る

#### (2) 事前に備えるべき目標

---

- ①人命を確保する対策の整備
- ②救助・救急・避難体制の整備
- ③行政機能の整備
- ④ライフラインの整備
- ⑤二次的災害を防ぐための整備

#### (3) 計画期間の考え方

---

本計画は、将来にわたり継続する普遍的計画であるべきという観点から、計画期間の設定は行わず、PDCAサイクルや地域の実情、災害の切迫性、他の計画等を勘案して、随時必要な見直しを行う。

### 第3章 リスクシナリオ

#### 1 災害の想定

本計画では、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害全般を想定する。

#### 2 リスクシナリオと施策分野

本計画では、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」と、それを回避するために必要な「施策分野」を次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ起きてはならない最悪の事態	施策分野（所管）		
		総務課	産業建設課	民生課
①人命を確保する	1 建物や施設の倒壊・火災等による死傷者に発生	○	○	○
	2 浸水・土砂災害等による死傷者の発生	○	○	
②救助・救急・避難体制を確保する	1 長期にわたる孤立地域等の発生	○	○	○
	2 消防・医療機能の麻痺	○		○
③行政機能を確保する	1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	○	○	○
	2 通信インフラの麻痺	○	○	
④ライフラインを確保する	1 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○	○	○
	2 上水道等の長期間にわたる供給停止		○	
	3 交通インフラの長期間にわたる機能停止	○	○	
⑤二次的災害を防ぐ	1 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による死傷者の発生	○	○	

## 第4章 対応方策

---

本計画では、リスクシナリオ毎に、次のとおり脆弱性の整理と必要な各対応方策の設定を行い、強靱化の推進を図るものとする。

### ①-1 建物や施設の倒壊・火災等による死傷者の発生

---

#### (脆弱性)

昭和 56 年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく倒壊等のおそれがあるため、耐震診断や耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。また、公共建築物の中には役場庁舎等、災害発生後において、復旧活動の拠点となる建築物も多く、要配慮者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。こうしたことから、建築物の天井、外壁タイル、窓ガラス等の落下物及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊を最小限に抑えることに加え、豪雪による建物の倒壊等を防ぐため、構造耐力上の安全性を確保する必要がある。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民に対する防災意識の向上等が重要であることから、これらに留意した防災計画の修正及びこの計画の実施が必要である。

#### (対応策)

- ・耐震診断及び耐震等の改修
- ・地域防災計画等に基づく指定避難所等の整備
- ・消防力の強化、消防施設・設備及び人員の最適化
- ・消防水利の多様化及び適正化
- ・消防機関及び各集落組織等の連携強化
- ・消防応援協力体制の連携強化

## ①-2 浸水・土砂災害等による死傷者の発生

---

(脆弱性)

栄村の土砂災害警戒区域は、令和 2 年度までに 178 箇所が指定されており、そのうち 102 箇所には特別警戒区域も含まれている。このため、崖崩れ災害を未然に防止し、また、災害が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、事前措置として平時から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。同時に河川の浸水想定区域についても、住民周知や関係地区及び消防団等と連携して、警戒を継続して行う必要がある。

(対応策)

- ・ 県と連携し、治山事業による森林の土砂災害防止機能の向上を推進
- ・ 森林組合等と連携し、間伐等森林整備の推進
- ・ 土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の住民周知と警戒避難体制の確立

## ②-1 長期にわたる孤立地域等の発生

---

(脆弱性)

道路網の災害予防対策について、元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、そのすべてについて完全な災害予防対策を講じることは困難であり、さらに冬期間は、除雪を行わない路線も複数存在している。

このような事由を鑑み、主要路線を中心に優先度の高い路線の対策推進を行うとともに、県と連携し、村の災害予防対策を推進していく。また、一人暮らし高齢者等の災害弱者対策を併せて実施する。

通信手段の確保について、当村においては、CATV を用いた放送施設が整備されているが今後、これら設備の維持管理と設備更新が必要である。また、災害時の複数の通信手段・情報伝達の確保に努めるとともに、停電時の通信確保にも努める。

(対応策)

- ・ 村道の災害予防対策の推進
- ・ 道路除雪体制の維持及び機械力の強化
- ・ 災害時の通信設備の維持
- ・ スマートフォン等による情報伝達手段の整備
- ・ 要配慮者等、優先して救護すべき住民の実態把握
- ・ 一人暮らし高齢者等の避難及び生活支援
- ・ 活動用資機材の整備充実

## ②-2 消防・医療機能の麻痺

---

### (脆弱性)

当村の救助救急車両の整備及び運行は、岳北行政組合で行っており、今後も同組合において充足していく必要がある。また、災害発生時に必要な資機材の整備、分散配置、消防団及び各集落組織を中心とした平常時からの訓練に取り組む必要である。なお、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定め、協力を求めておく必要がある。

消防及び医療機関相互の連絡体制の整備について、災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておくことが必要である。また、医療チームの到着前における災害時の応急救護所の設置を考慮し、体制等を整備しておく必要がある。

このほか、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関との連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

### (対応策)

- ・ 医療機関等の耐震化を推進
- ・ 村役場や消防団詰所の活動拠点等での救助・救急資機材の備蓄
- ・ 診療所における応急措置に必要な資機材の備蓄及び体制整備
- ・ 消防団と地域住民が連携した災害発生当初の救助・救急体制等の訓練
- ・ 医療資機材、医薬品等の備蓄、調達計画の策定災害時に備えた医療救護所の設置
- ・ 災害時応援協定の締結及び運用改善

### ③-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

---

(脆弱性)

災害発生時には、行政機関の業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるため、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが必要となる。具体的には、「村役場も被災する深刻な事態」を考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にすると共に、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保を図ることで、災害発生直後の混乱により村役場が機能不全になることを避け、早期に、より多くの業務を実施できるようにする必要がある。

(対応策)

・ 栄村地域防災計画等により次の非常時優先業務の体制や対応手順を明確にする。

- (1) 村長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気、水、食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理
- (7) 緊急輸送道路の確保

### ③-2 通信インフラの麻痺

---

(脆弱性)

災害時には、通信施設の被災、通信量の急激な増大などにより通信回線が一時的に利用不能に陥るおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

現在設置されている防災行政無線の通信施設は、耐震性のある建築物に設置され、予備電源の確保もされているが、定期的な点検を実施することにより、不具合のある箇所には所用の対応をとる必要がある。

(対応策)

- ・ CATV、防災行政無線等の適切な保守点検等の実施
- ・ 有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多様化
- ・ 通信機器及び予備電源の取扱いの習熟のため随時点検及び訓練
- ・ SNS等を活用した、災害時に迅速に必要な情報を発信できる体制の整備

#### ④-1 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

---

(脆弱性)

現状、食料の備蓄については、各指定避難所に一定の基準で整備を行っている。今後は、備蓄強化を図るとともに、村内の関係業者からの災害時協定による調達を含め、備蓄・調達体制の強化を図る必要がある。また、住民へ円滑に供給する体制も整備しておく必要がある。

生活必需品の備蓄・調達体制の整備については、災害時の生活必需品の確保は、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品は、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努め、各機関においても必要最小限の生活必需品の備蓄を図る必要がある。また、生活必需品の調達については、流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、災害応援協定に基づき、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

生活必需品の供給体制の整備については、災害発生直後、直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

公共施設等へのエネルギー供給については、ライフラインがストップしても安定的な供給が図れるよう電力量等の連絡体制の強化を図る必要がある。また、住民に対しても災害時に備えた発電機等の準備を啓発していくことが重要である。

(対応策)

- ・ 非常用食料の備蓄・更新他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定による連携
- ・ 非常用食料の保存状態、在庫量の確認、食料品等の調達体制の整備
- ・ 生活必需品、災害用仮設トイレ等の備蓄の備蓄・調達体制の整備
- ・ 輸送されてくる生活必需品の集積場所の調整
- ・ 輸送手段、集積場所、仕分け、配送等についての関係機関との調整
- ・ 公共施設等へのエネルギーの安定的な供給を行うための施設整備
- ・ 災害時応援協定の締結及び運用改善

#### ④-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

---

(脆弱性)

上下水道施設は、村民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠である。

水源配水池などの水道に係る構造物は、施設の建設年度や経過年数による耐震性等を勘案すると、複数の施設において被害が発生すると予想される。こうした施設の耐震化、更新には、多額の費用が必要である。

(対応策)

- ・大規模自然災害時においても安定した水量を確保し配水できるよう、水源及び配水池の構造物並びに基幹管路の耐震化、更新を老朽化が著しいもの、使用が困難となったものから順次更新を実施
- ・発災後の調査や応急復旧等を効率的に実施するため、関係機関との協力体制を確立
- ・水道施設に関する被災時の相互応援体制については、「長野県水道協議会水道災害等相互応援要綱」に基づく相互応援の他、日本水道協会が災害時支援に関するルールが定められており、これに基づく相互応援の実施

#### ④-3 交通インフラの長期間にわたる機能停止

---

(脆弱性)

当村は、長野県最北端に位置し、東西 19.1km、南北 33.7km、周囲 106.0km、271.66k㎡におよぶ 広大な面積を有している。そのうち、92.8%は、山林原野が占め、このような中を千曲川、中津川、志久見川等が流れている。集落は、これらの川沿いの平坦部を中心に形成され、31 の集落に分散しており、地理的・時間的に離れている。

村内全域で急峻な地形を有し脆弱な地質が分布するため、大雨や地震による土砂崩落や大雪によって道路が寸断される事象が発生する可能性があり、地域交通ネットワークの分断に備え、国県道の補完、迂回機能が見込まれる基幹道路の整備を進める必要がある。

(対応策)

- ・地域の暮らしを支えるための災害に強い道路網を整備
- ・道路改良、橋梁の修繕等により、災害時の輸送路を確保
- ・輸送路等交通ネットワークの分断が起きないように、冬季除雪体制の整備
- ・村道の散水、消雪道路施設や除雪車両等の維持管理及び計画的な更新
- ・地域交通ネットワークの分断に備え、輸送路などの補完、迂回機能が見込まれる基幹的な林道で土砂崩落等の危険がある箇所においては、早急に対策を講じる

## ⑤-1 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による死傷者の発生

---

(脆弱性)

ため池、防災インフラ等について、老朽化の甚だしいものは、豪雨による洪水時に決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼすおそれがあるため、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する必要がある。

(対応策)

- ・ ため池及び農業用排水路の危険箇所調査
- ・ 長野県等と連携し、安全性が危惧されるため池や農業用水路の改修及び耐震対策
- ・ 被災時のため池の被害の影響について被害想定調査と防災マップの作成
- ・ 土のう、杭等の応急資材の準備